

会 議 録

会議の名称	第 7 期 第 3 回那珂川市まちづくり住民参画推進委員会		
開催日時	令和 7 年 3 月 4 日（火） 18：00 ～ 19：20	開催場所	本庁舎 2 階第 1・2 会議室
出席者	1. 委員 河野会長、藤副会長、今村委員、羽良委員、白水委員、 ※欠席 長谷川委員、菅委員 2. 執行機関（事務局） 松田総務課長、石内協働のまち推進担当係長、福川 3. その他 傍聴者なし		
配布資料	・資料 委員会資料一式		
公開区分	開示 ・ 一部開示 ・ 非開示 (理由：情報公開条例第 9 条第 1 項第 号に該当)		
1. 開会のことば			
事務局： 只今から、第 7 期の第 3 回那珂川市まちづくり住民参画推進委員会を開催する。委員の皆様においては、天候による再度の日程調整及び本日の出席についてご協力いただき感謝する。ここからの進行を河野会長にお願いする。			
会 長： レジュメに沿って司会を進めさせていただく。まず、レジュメの 2. 報告（1）について事務局より説明をお願いします。			
2. 報告			
(1) 住民参画条例を活用した住民政策提案について 事務局より、別添資料①に沿って説明			
会 長： （1）の報告事項について質問がある方は挙手をお願いします。			
委 員： 小学生だけでなく中学生の不登校児も多いようだが、提案への対応は小学校のみか。			
事務局： 今回の提案は、不登校状態にある児童生徒の数が急増したことが提案理由として挙げられており、「生徒」という表現から中学生も含まれると思われる。 しかし、4. 対応に記載している来年度にサポートルームを設置することについては、小学校への速やかな対応が可能であるということで、			

小学校に限定して記載している。担当課ではないので事業の詳細は不明であるが、現在教育委員会として、中学生については方針が定まっていないということで、来年度以降の検討事項ではないか。この進捗については、今後もこの委員会でご報告させていただく。

委 員： 自分は市内で子どもに係る活動に携わることが多々あるが、提案者の佐藤氏については存じ上げない。実際にどのような活動をされているのか。

事務局： 事務局としては、提案者が日常でどのような活動をされているか詳細は把握できていない。

委 員： 承知した。

会 長： 実態として中学校の不登校児童は、小学校の不登校児童よりも多いと感じている。そのため、実態を把握していれば小学校よりも中学校への対応が先になされると思うがいかがか。

事務局： 先ほど、中学校への対応については令和 7 年度以降に検討するという発言をしたが訂正させていただく。現在、中学校にはサポートルームのような教室以外の居場所が設置されているようである。

会 長： 中学校の教室以外の居場所はすでに設置されていると思っての私の発言だった。考え方としては、中学校で不登校児童への対応をするにあたり、小学校の時から不登校児童への対応に取り組む必要性があるため、小学校でもサポートルームの設置などの対応がされていると思う。
また、委員の質問に関連して、提案者個人というよりは「子どもの笑顔を守る会」が団体としてどのような活動をしているか具体的にお聞かせ願う。その活動が今回の提案と結びつくと思う。

事務局： 事務局として団体がそのような活動をしているか把握できていないため、後ほどお調べして回答させていただく。

委 員： 現在団体のホームページを見ているため、簡単に説明させていただくが、委員会として知りたい情報については記載されていない。初めて投稿されているのは、令和 3 年 6 月でありコロナ禍に活動を始めたのではないかと予想される。簡単に読み取れる限りでは、活動内容としては要望・提言活動や勉強会等をしているようで、子どもに対して直接活動をする感じではなさそうである。そのため、子どもの活動やボランティア活動の現場で出会う感じではないのかもしれない。
このような活動をする団体は多くはないが存在しており、1980、90 年代によくあった何かの反対運動や団体内部でしっかりと固めた政策を首長や議

員に対して伝える政策提案活動とは異なる。現在は、緩やかに要望活動や勉強会を実施し、プロジェクトのように形にしていく活動が主流である。不登校児に対する取り組みとしては、市内に存在するかは分からないが、他の地域ではフリースクールよりも規模が大きいオルタナティブスクールをつくる取り組みもあったりする。

ホームページ内には関係者の名前も記載されているため、ご存知の方もいるのではないかと思う。

委 員： 住民参画条例を利用した住民政策提案は、100 名以上の署名をもって提言をするものであり、提案者やその団体がどのような会であるか詮索することは委員会としてすべきではないと思う。

会 長： 団体の活動内容を知ることによってこの提案をすることとなった経緯が見えてくると考えているため、団体の活動内容を理解しておきたかったということはあるが、委員の発言のとおりその提案について 100 名の署名があるということで、こちらが団体について詮索する必要はなかったと思う。

委 員： 政策に関しては委員がおっしゃる通りだと思うが、住民参画の視点でみると団体の活動内容を知ることが重要なことである。今回の提案の報告を受けて感じたのは提案内容が唐突であるということで、委員の立場でそう感じているということは、行政はよりそれを感じているということである。住民参画条例を活用した住民政策提案であるため、住民参画や協働という視点で、提案している課題の解決に至るまでの話し合いになっているのかという心配がある。また、会長が言うように課題の解決の前段階である相互理解が全くできていないように感じる。団体は、那珂川市がこの解決のためにどの程度動くことができるか、どの程度予算を動かすことができるかを分かったうえで提案しているか分からない。那珂川市としても団体を理解していないとよく分からない団体が良く分からない提案をしていると
なりかねない。

この提案は団体として提案している訳ではなく、提案時に代表者が団体の名前を出して提案しているだけで、署名は提案の趣旨に賛同した住民のものである。そのため、趣旨に基づいてどうするかという話をしなければならないが、課題等が共有されている感じがしない。そのため、この提案の要旨は解決したのか、解決に向けて動き出したのか見えない。

相互理解という意味では、どのような趣旨でそのような団体であるかを明確にすることは必要だと考える。

提案の内容がこの資料と同じく、団体の内容やその経緯などが明確に具体的にでないのであれば、提案の提出方法についても考える必要があると思う。市としても、文字だけでなく言葉でも提案に至る経緯等を分かったうえで提案を受けているか心配である。

ふう

会 長： 市長や教育長に報告されたとの記載はあるため、その中で団体の活動についてもその報告内容に含まれているものだと思っていた。また、その提案には今後の具体的な方向性や目標があると思うが、それが見えてこなかったため団体の活動内容を知り、背景を理解するために団体の活動内容について質問したということをご理解いただきたい。

委 員： 今回の報告を聞いた感じだと、会長がおっしゃる目標や方向性は定まっていなように感じる。もし定まっているのだとしたらもう少し具体的な内容になっていたと思う。住民参画は課題解決の手法の 1 つであり、行政だけ、住民だけで解決できる課題は協働や住民参画する必要はないが、一緒に行うからこそ難しい課題ということもある。住民参画推進委員会は、住民参画が正しく実施されているかを審議するものであるが、それが何のためかという課題が解決に向かって前進しているかを見るためである。手法は良いが、解決に向けて進まなかったということはよくある話である。そもそも何を目指してどのように進もうとしているかが見えた上で、委員会でその手法について審議することが重要だと思う。

委 員： この委員会で住民政策提案の報告を受けたのは 3 件目という認識で良いか。

事務局： こどもの権利条例と気候非常事態宣言と今回の 3 件である。

会 長： 委員の発言にもあったように、これまでの住民政策提案はある程度方向性が固まったもので報告を受けていたため、そのイメージが強く今回の提案の方向性が見えていない感じは腑に落ちない部分はある。次回は、今後の方向性も含めた内容で報告をしていただければと思う。提案については良いと思う。

委 員： 教育委員会はこの提案に対しての対応や回答は完了しているのか。

事務局： 住民政策提案を受け取った段階で提案の趣旨等の聞き取りをさせていただき、本日まで検討してきた結果、固まった方針について今回報告させていただいた。

委 員： 提案に対する回答予定が今回報告されたという認識で良いか。

事務局： 「4. 対応」の内容の記載がなければ、提案の内容の報告をするだけで終わってしまうため、提案に対する結果を事務局の方で記載させていただいた。

委 員： 回答する前にこの内容で提案者が納得するかを確認した方がよいと思う。提案の内容が曖昧なところはあるかもしれないが、100 名以上の署名が集ま

っている以上は、市としてこの提案について重く受け止める必要があると思う。細かい事情は分からないが、市民はこの課題に対して関心を持っており、解決に向けて具体的に動こうとしていることから、この報告の内容では納得しないのではないかなと思う。

要望に対してできないことはできないと明確に回答するのであればそれでも構わないと思うが、課題解決に向けて動こうとするかということについては、今回の提案に対する回答として所管課は再度検討した方がいいと思う。行政の回答として現在できることのみを答える傾向があるが、それは提案を受けて行政の対応を示しただけであり、本当に必要な回答は課題の解決に向けてどのように動いていくかということである。実際に所管課からの回答として「公教育を担う重要な役割である」という文言があるが、その役割が100%果たせていないため、今回のような課題があるという現状があると思う。そのような話だけでなく、現在の不登校児やその保護者に対する対応も十分でないという現実はどう向き合うのかという話があると思うが、今回の回答はその辺りが不明確だと感じる。

団体の提案である「民間が運営する不登校児向けの施設補助する」ということについては、個人的にも不必要で他に対応方法があると感じている。全体として市の回答として間違っているということではないが、団体がこの内容で納得するかということは再度検討して回答すべきだと感じている。このまま団体へ回答してしまうと、団体と市の間で溝が出来てしまうだけだと思う。提案があったことを武器にするような形にして課題解決に向けて進む方がいいと思う。

事務局： ご意見に感謝する。担当課にお伝えする。

会 長： 今後少しでも課題の解決に向けて前進できればいいと思う。

会 長： 続いて、レジュメの2. 報告（2）について事務局より説明をお願いします。

（2）審議会等の会議時の人数の在り方について
事務局より、別添資料②に沿って説明

会 長： （1）の報告事項について質問がある方は挙手をお願いします。

委 員： この周知内容について、職員から反応はあったか。

事務局： 現時点で総務課に対する反応はない。審議会には構成人数が条例や規則によって決められているものもあるため、それについては簡単に変更できないことではある。しかし、会議時に全員で話し合いをするか、複数のグループに分けて話し合いをするかという判断についてそれぞれの担当課の運用次第だと思うため、その意識付けにはなったと思う。

委 員： 実際に構成人数が多い審議会等は、意見が出なければ問題ないが、活発になればなるほどまとめることが難しくなる。苦難している所属がある際はご相談くださいということで、人数が多い委員会については、再度周知する形をとってもいいかもしれない。周知いただき感謝する。

会 長： 審議会によっては幅広い関連団体の意見を求める必要があるものもあるため、構成人数が20名を超える審議会等もある。その中で、事務局から説明があったように話し合いの際に複数にグループに分けるということは可能だと考えるため、このような運営の方法については、今後も周知をお願いする。

3. 議事

(1) 協働研修について

事務局より、資料③を参考に動画を流す

委 員： 市で定めている協働の定義について「市民（団体）と行政が対等な関係で行うことが協働という説明があったが、団体と団体が事業を行うことは協働ではないのか。

事務局： 団体と団体であっても協働である。

委 員： この説明では団体と団体が協力して実施する事業は協働に当てはまらないように感じた。

委 員： 事業を実施する際に税金を投入している以上は、「市民（団体）と行政が対等な関係で」という説明をするしかないと思う。団体と団体の協働に市が税金を投入できるかというと思う。補助金はまた別の話になる。行政としてなぜ協働を進めていくかという理由が明確にしなければならないため、行政から伝える内容としては「協働」の全体像を説明することは難しいと思う。

委 員： 行政が考える「協働とは」という内容になるということか。

委 員： 行政が税金を投入してまで実施する協働の内容を説明するものである。

委 員： 前回の会議では、協働の言葉のイメージを説明するためのバレーボールの例が分かりにくいという発言をしたが、今回の例は分かりやすかった。ぜひ住民向けの何らかの集まりのタイミングなどで視聴していただいてもいいと思う。

会 長： 動画の画像と音声が連動するとより住民にとってはいいと思った。具体的には、協働を家の建設に例える場面の様々な職業の方を紹介するときには、

その職業名を動画の画像にも記載するというようなことである。
前回の委員の意見を反映させた結果、とても分かりやすくなったように感じた。

事務局： 会長のご意見以外にこの動画の画像の中で、改善点はあるか。会長のご意見のとおり言葉を聞き取る量が多いと感じているため、その内容を画像で補完できる形で改善したいと考えている。

委員： 協働の説明として重要なことは、異なる立場でそれぞれが専門性をもった方が関わりながら協力するということである。今回の内容はそれが分かる状態になっていてよかったと思う。
前回のバレーボールの例えとの違いはこのポイントにあり、バレーボールは部活動であれば特に同じチームで同じ学校の生徒ということになり、立場が同じである。一方、家づくりはそれぞれの職人が作業を行うという点で専門性が全く異なる。
また、家づくりに関する行政の関わりについても触れてあることについても良かったと思う。ただ、もう少し様々な立場の方が関わっているという点が見える内容になっているといいと思った。さらに、言葉を置き換えた方がいいと思ったところが「様々な職種の方が」「様々な立場の方が」という箇所である。行政からの視点では「様々な立場の方」という一括りになるかもしれないが、より違いが分かるように「様々な立場の専門性の異なる方々」というような言い方に変えた方がいいと思う。「様々な」や「多様な」という言葉は言いたいことは分かるが、市民側の立場からすると明確ではないため、より分かりやすい表現にした方がいい。
事務局からの説明の中で、前回の動画のバレーボールの例が分かりやすいという意見があったということだが、「分かりやすい」と「理解できた」ということは異なるため、注意が必要だと思う。
今回の動画の例の家づくりや祭りは分かりやすいものになっているため、良かったと思う。

委員： 動画の内容に昨今の様々な課題に対して「行政だけでは解決できない」という文言があるが、市民の受け取り方によっては「行政だけでは解決できないため市民を巻き込む」というように感じてしまう。そのため、「住民が望むまちづくりを行政と一緒に行う」というような表現にさせていただくといいと思う。行政内部で流す内容であればいいが、市民に向けて者であれば表現の仕方も検討してほしい。

会長： 市民だけ、行政だけでは解決できない課題はあると思うが、協働をするということの入り口になる動画であるため、表現の仕方については再度検討していただきたい。

委 員： 前回の動画の内容は良く理解できていなかったが、今回の動画は例が分かりやすかったため理解できた。

会 長： 本日の議事についてはこれで終了である。４．その他ということで事務局より説明をお願いします。

４．その他

事務局： 次回開催は令和７年８月頃である。日程調整については６月頃連絡する。本日の様々なお意見に感謝する。

終了